



安齋正弘

福島県生まれ。木耐協設立当初から技術顧問として組合員の指導や技術開発を行う。2007年国土交通大臣表彰。趣味は社交ダンス

◎今号のテーマ

一般診断法 〔保有する耐力〕 についての考察

「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の質問・回答集の確認

久しぶりに開業医に予約の電話を入れた。「お名前をフルネームでお願いします。」「はい、アン・ザ・イ...」電話の先で復唱する。「ハン・ザ・イ...?」「違います!ハン・ザ・イ(犯罪)ではありません。アッです。ア...」。あゝあ。

こちらの発音が悪いのか、はたまた相手の耳が悪いのか。皆さんどう思います? 私も「入れ歯」だしな。でもまだ23本残っているそうで、「8020」を狙おうかな。

さあ、今月もこの回答集をめぐり、内容・趣旨を確認し日々の業務に活かして参りましょう。

日本建築防災協会に掲載されている文章は、下記ホームページアドレスから直接ご覧下さい。

〔注:紙面の都合HPに掲載されている文章から、趣旨を外さない程度に表現を変えています。〕

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wquest.html>

「木やせ」はどう考えれば良い?(公称サイズを満たさない場合) **Q51**

A 公称値に近い木やせは公称値で評価して良い。

考察

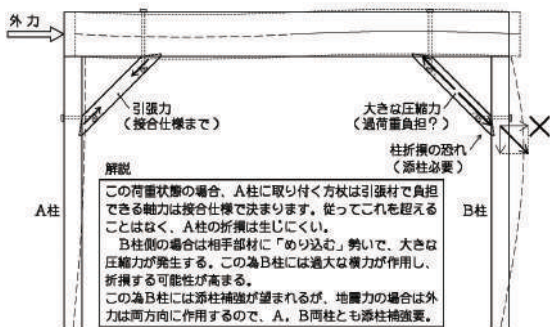
特に記すことなし。「木やせ」は想定内だということでしょう。

構造用合板を「横使い」した場合、「縦使い」と同様の評価で良い? **Q52**

A 釘の種類や釘ピッチ等の仕様が同じであれば同様の評価で結構です。

考察

構造用合板に限らず言えることだと思います。基本的に「面材」の性能(つまり評価)は柱・横架材等に止めつけられる「釘・ビス」等の性能で決まるので、張り方が縦か横には依存しないと考えてよいと思います。



階高が高く筋かいが柱の途中に取り付いている場合があります。 **Q50**

この場合筋かいの耐力は評価できますか?

A 筋かいにより柱が折れる恐れがあります。従って無条件に「高さ補正」だけでの評価はできません。個別に検討する必要があります。

考察

「個別に検討」とありますが、基本的には評価してはいけないし、またこのような状態をそのまま放置するのも如何かと思います。(評価してもしなくても、そこに存在する限り何らかの荷重を負担し、柱に悪影響を与えるのは明らかだからです)。むしろしっかりと危険性を説明して撤去し、代わりに有効な別の補強を提案すべきだと考えます。

「方杖」を受ける柱は「筋かい」よりも更に大きな水平力を受ける危険性が増すので、「個別の検討」とは例えば「添え柱」の存否が問われるということではないでしょうか?

